

第78回 定時株主総会 招集ご通知

2023年4月1日

▼
2024年3月31日

日時

2024年6月18日（火曜日）午前10時

（受付開始：午前9時）

場所

東京都墨田区錦糸1丁目2番2号

東武ホテルレバント東京 4階「錦の間」

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

議決権行使期限

当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、**2024年6月17日（月曜日）午後5時30分まで**に議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

目次

第78回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役11名選任の件	
第3号議案 監査役2名選任の件	
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	
第5号議案 取締役賞与支給の件	
第6号議案 業務執行取締役に対する業績連動型株式報酬制度の一部改定の件	
事業報告	25
連結計算書類	53
計算書類	56
監査報告書	59

※株主総会ご出席株主様へのお土産は
ございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し
上げます。

(証券コード 6349)
2024年5月28日
(電子提供措置の開始日2024年5月21日)

株 主 各 位

東京都墨田区吾妻橋3丁目11番1号
株式会社 小森コーポレーション
代表取締役社長 持 田 訓

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.komori.com/ir/ja/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（小森コーポレーション）または証券コード(6349)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2024年6月17日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月18日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都墨田区錦糸1丁目2番2号
東武ホテルレバント東京 4階「錦の間」

3. 会議の目的事項

- 報告事項
- 1.第78期（自2023年4月1日 至2024年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2.第78期（自2023年4月1日 至2024年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役11名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役賞与支給の件
- 第6号議案 業務執行取締役に対する業績連動型株式報酬制度の一部改定の件

以上

- ◎電子提供措置事項のうち株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・連結注記表
 - ・個別注記表
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

会社法の改正に伴い株主総会資料の電子提供制度が施行されておりますが、本株主総会につきましては、当社は、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に対して、従前どおり一律に株主総会資料を書面にてお送りしております。

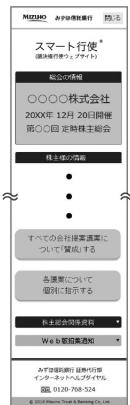
インターネットによる議決権行使のご案内

スマートフォンを使用してQRコードを読み取る方法

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。こちらでは**1回に限り**議決権をご行使いただけます。

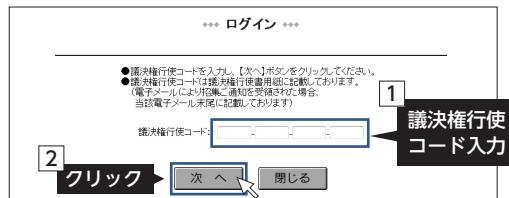
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

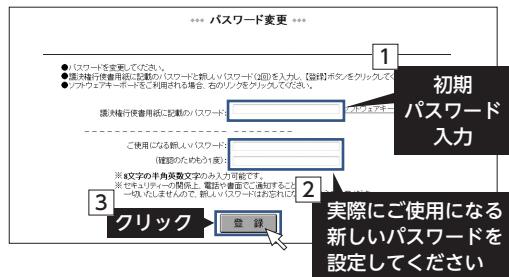
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



- 2 ログイン



- 3 パスワードの変更



以降は、画面の案内に従って賛否をご入力願います。

(株主の皆様へのお願い)

- (1) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効といたします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。
- (2) パスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (3) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

(ご注意)

- (1) パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- (3) 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行株式会社 証券代行部** (以下) までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-768-524 (年末年始を除く 9:00~21:00)**
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-288-324 (平日 9:00~17:00)**

以 上

パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/6349/>



株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な政策と位置づけ、収益性の向上や財務体質の健全性を維持しながら、業績を加味した安定した利益還元を実施していくことを基本方針としております。

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、2023年10月20日に創業100周年を迎えました。これもひとえに株主の皆様をはじめ、関係各位のご支援、ご協力の賜物と心より感謝申し上げます。

つきましては、株主の皆様の日頃のご支援に感謝の意を表するため、当期の期末配当につきましては、普通配当15円に記念配当30円を加えた45円といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金45円（記念配当30円を含む） 総額 2,399,016,105円

なお、中間配当金として15円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり60円（記念配当30円を含む）となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月19日

2. その他剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

第2号議案 取締役11名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（11名）が任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位および担当	取締役会出席状況
1	再任 こもり よしはる 小森 善治	取締役会長	100% (13回/13回)
2	再任 もちだ さとし 持田 訓	代表取締役社長 最高経営責任者（CEO）	100% (13回/13回)
3	再任 かじた えいじ 梶田 英治	取締役 専務執行役員 パッケージソリューション事業本部本部長	100% (13回/13回)
4	再任 よこやま まさふみ 横山 雅文	取締役 専務執行役員 社長補佐	100% (13回/13回)
5	再任 まつの こういち 松野 浩一	取締役 常務執行役員 オフセット事業本部本部長	100% (13回/13回)
6	再任 はしもと いわお 橋本 巖	取締役 上席執行役員 グローバル経営管理統括本部統括本部長兼管理本部本部長	92% (12回/13回)
7	再任 かめやま はるのぶ 亀山 晴信	社外 独立 取締役	92% (12回/13回)
8	再任 すぎもと まさたか 杉本 昌隆	社外 独立 取締役	100% (13回/13回)
9	再任 まるやま としろう 丸山 俊郎	社外 独立 取締役	100% (13回/13回)
10	再任 やまだ こうじ 山田 浩二	社外 独立 取締役	100%※ (10回/10回)
11	新任 はやし たかこ 林 貴子	社外 独立 —	新任の取締役候補者のため、該当はありません。

※山田浩二氏の取締役会への出席状況については、2023年6月19日の取締役就任以降の状況を記載しています。

候補者番号

1

こもりよしはる
小森善治

(1939年6月27日生)

再任

略歴、地位および担当

1962年	4月	当社入社
1967年	6月	取締役
1979年	8月	常務取締役
1987年	8月	専務取締役営業本部長
1993年	4月	代表取締役社長
2006年	7月	代表取締役社長兼最高経営責任者（CEO）
2009年	6月	代表取締役会長兼社長兼最高経営責任者（CEO）
2014年	6月	代表取締役会長兼最高経営責任者（CEO）
2019年	6月	取締役会長（現任）

所有する当社株式の数

普通株式 1,068,573株

取締役会への出席状況

100%（13回／13回）

取締役候補者とした理由

小森善治氏は、当社の経営理念である「感動企業の実現」を提唱し、長年にわたる経営者経験とお客様視点での事業企画および、お客様の収益向上につながるソリューション提案等により培った印刷に関する専門的な知見のもと、国内外のお客様との交流を促進する組織的な活動を率先して行うことで強固な信頼関係を構築し、強気に営業活動を推進してまいりました。その豊富な経験と知見、経営に関する高い見識を活かすことにより、今後も引き続き、当社グループの持続的成長と企業価値向上につながる必要の人材と判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

2

もちだ さとし
持田訓

(1950年8月7日生)

再任

略歴、地位および担当

1975年	4月	当社入社
1995年	6月	取締役経営管理副室長兼秘書室長兼海外営業本部長
1998年	6月	常務取締役社長室長兼本社営業本部長
2000年	4月	常務取締役営業統括本部長兼本社営業本部長
2001年	7月	常務取締役営業統括本部長兼本社営業本部長兼海外営業本部長
2002年	1月	常務取締役営業統括本部長兼海外営業本部長
2005年	3月	常務取締役経営企画室長
2006年	7月	常務取締役常務執行役員経営企画室長
2006年	11月	代表取締役専務兼最高執行責任者（COO）経営企画室長
2007年	6月	代表取締役専務兼最高執行責任者（COO）
2009年	1月	代表取締役専務兼最高執行責任者（COO）経営企画室長
2011年	6月	代表取締役兼最高執行責任者（COO）兼専務執行役員経営企画室長
2012年	2月	代表取締役兼最高執行責任者（COO）兼専務執行役員経営企画室長兼CSR推進室長
2013年	4月	代表取締役副社長兼最高執行責任者（COO）経営企画室長

2014年	6月	代表取締役社長兼最高執行責任者（COO）経営企画室長兼CSR推進室長
2016年	3月	代表取締役社長兼最高執行責任者（COO）つくばプラント長
2017年	6月	代表取締役社長兼最高執行責任者（COO）
2019年	6月	代表取締役社長兼最高経営責任者（CEO）（現任）

所有する当社株式の数

普通株式 89,245株

取締役会への出席状況

100%（13回／13回）

取締役候補者とした理由

持田訓氏は、2014年6月より代表取締役社長を務めており、当社グループの経営全般の各事業の特性および事業戦略に精通し、市場環境が変化する中で、グループ事業を俯瞰的に捉え、グローバル化のさらなる拡大とインノベーションを加速させた事業運営を推進するとともに、強いリーダーシップを発揮してまいりました。その豊富な経験と知見、経営に関する高い見識を活かすことにより、今後も引き続き、当社グループ全体の経営に対する適切な監督を行い、持続的成長と企業価値向上につながる必要の人材と判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

3

かじ た えい じ
梶 田 英 治

(1965年9月7日生)

再任

略歴、地位および担当

1988年 4月	野村證券株式会社入社	2019年 3月	取締役兼常務執行役員営業統括本部長兼DPS事業推進本部管掌
2008年 4月	同社大阪資本市場部長	2020年 2月	取締役兼常務執行役員営業統括本部長兼DPS事業推進本部長
2009年 4月	当社入社	2022年 2月	取締役兼常務執行役員欧州事業統括本部長
2009年 4月	海外営業本部輸出2部長	2022年 7月	取締役兼専務執行役員欧州事業統括本部長
2010年 1月	コモリ インターナショナル ヨーロッパ ビー・ヴィ.出向 (社長)	2024年 4月	取締役兼専務執行役員パッケージソリューション事業本部本部長 (現任)
2012年 4月	執行役員コモリ インターナショナル ヨーロッパ ビー・ヴィ.出向 (社長)		
2012年 9月	執行役員経営企画副室長		
2013年 4月	執行役員営業統括本部長		
2013年 6月	取締役兼執行役員営業統括本部長		
2015年 10月	取締役兼執行役員営業統括本部長兼DPS営業推進本部長		
2016年 3月	取締役兼執行役員経営企画室長兼事業成長戦略推進プロジェクトリーダー		
2018年 6月	取締役兼常務執行役員経営企画室長兼事業成長戦略推進プロジェクトリーダー		

重要な兼職の状況

コモリ シャンボン エス、エイ、エス、取締役 (Chairman)

所有する当社株式の数

普通株式 25,600株

取締役会への出席状況

100% (13回/13回)

取締役候補者とした理由

梶田英治氏は、海外現地法人のマネジメントおよび国内外の営業を統括管理する業務経験を有し、異業種経験による企業分析等の専門性を活かしたCRMを充実させ、ITを駆使しお客様の労働生産性向上に寄与するソリューションを実現してまいりました。その豊富な国内外における営業経験と知見、経営に関する高い見識を今後も引き続き、当社グループの持続的成長と企業価値向上につながる必要な人材と判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

4

よこ やま まさ ふみ
横 山 雅 文

(1953年11月8日生)

再任

略歴、地位および担当

1977年 4月	久保田鉄工株式会社 (現株式会社クボタ) 入社	2013年 4月	同社電装機器事業部理事
1993年 4月	同社人事部企画課長	2013年 6月	当社常勤社外監査役
1997年 1月	同社人材開発グループ長	2016年 6月	取締役兼執行役員管理人事本部副本部長 (総務人事担当)
2000年 6月	同社環境企画部長	2017年 2月	取締役兼執行役員人事総務本部長
2003年 6月	同社環境エンジニアリング事業本部統括部長	2018年 6月	取締役兼常務執行役員人事総務本部長
2006年 4月	同社環境事業開発部長	2019年 3月	取締役兼常務執行役員経営企画室長兼人事総務本部管掌
2007年 4月	同社膜ソリューション事業ユニット長兼クボタメンプレックス株式会社社長	2022年 7月	取締役兼専務執行役員経営企画室長兼人事総務本部管掌
2009年 4月	同社空調事業部長兼クボタ空調株式会社社長	2024年 4月	取締役兼専務執行役員社長補佐 (現任)
2012年 4月	同社空調事業ユニット長兼クボタ空調株式会社社長		

所有する当社株式の数

普通株式 20,000株

取締役会への出席状況

100% (13回/13回)

取締役候補者とした理由

横山雅文氏は、グローバルに展開する企業において、海外駐在や経営者としての豊富な経験を有し、人材開発、企業経営、経営戦略の分野においてリーダーシップを発揮し、特に、事業企画や次代を担う人材育成を遂行してまいりました。その豊富な経験と知見、経営に関する高い見識を活かすことにより、今後も引き続き、当社グループの持続的成長と企業価値向上につながる必要な人材と判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

5

まつ の こう いち
松 野 浩 一

(1960年9月7日生)

再任

略歴、地位および担当

1985年 4月 当社入社
 2005年 3月 取手工場長兼つくば工場長
 2006年 3月 つくば工場長
 2011年 2月 つくば副プラント長兼海外生産推進室長
 2012年 2月 つくば副プラント長兼つくば工場長
 2012年 4月 執行役員つくば副プラント長兼つくば工場長
 2014年 4月 執行役員管理本部長
 2014年 6月 取締役兼執行役員管理本部長兼KNT事業推進プロジェクトリーダー
 2022年 2月 取締役兼執行役員つくばプラント長兼つくば工場長
 2022年 7月 取締役兼常務執行役員つくばプラント長兼つくば工場長

2023年 3月 取締役兼常務執行役員オフセット事業本部長兼つくばプラント長
 2024年 4月 取締役兼常務執行役員オフセット事業本部長 (現任)

所有する当社株式の数

普通株式 21,700株

取締役会への出席状況

100% (13回/13回)

取締役候補者とした理由

松野浩一氏は、製造・購買・バリューチェーンを統括する生産拠点の責任者を長年にわたり務め、財務における高い専門性も有し、管理の効率化と当社財務戦略の策定・実行において実績を残し、コーポレートガバナンス強化にも寄与してまいりました。その豊富な経験と知見、経営に関する高い見識を活かすことにより、今後も引き続き、当社グループの持続的成長と企業価値向上につながる必要な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

6

はし もと いわお
橋 本 巖

(1958年12月14日生)

再任

略歴、地位および担当

1981年 4月 久保田鉄工株式会社 (現株式会社クボタ) 入社
 1996年 6月 同社枚方製造所管理部ポンプグループ長
 2000年 10月 同社ポンプ企画部企画グループ長
 2007年 4月 同社ポンプ企画部長
 2015年 4月 同社水・環境総括部長
 2019年 4月 当社入社
 管理本部副本部長
 2020年 2月 執行役員つくばプラント副プラント長兼株式会社小森マシナリー代表取締役
 2022年 2月 執行役員管理本部長
 2022年 6月 取締役兼執行役員管理本部長
 2023年 4月 取締役兼上席執行役員管理本部長

2024年 4月 取締役兼上席執行役員グローバル経営管理統括本部統括本部長兼管理本部本部長 (現任)

所有する当社株式の数

普通株式 300株

取締役会への出席状況

92% (12回/13回)

取締役候補者とした理由

橋本巖氏は、グローバルに展開する企業において、事業運営における経営管理と事業企画に精通し、開発、製造の管理効率化に実績を残し、当社製造拠点の労働生産性向上にリーダーシップを発揮してまいりました。財務活動における高い専門性も有しており、その豊富な経験と知見、経営に関する高い見識を活かすことにより、当社グループの持続的成長と企業価値向上につながる必要な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

7

かめ やま はる のぶ
亀 山 晴 信

(1959年5月15日生)

再任 社外 独立

略歴、地位および担当

1992年	4月	弁護士登録（第一東京弁護士会）
1997年	4月	亀山晴信法律事務所（現亀山総合法律事務所）開設
2005年	6月	一般財団法人共立国際交流奨学財団監事（現任）
2007年	6月	当社社外監査役
2010年	4月	東京簡易裁判所民事調停委員（現任）
2012年	10月	株式会社東光高岳社外取締役
2013年	6月	当社社外取締役（現任）
2013年	10月	ソマル株式会社社外監査役（現任）
2021年	3月	株式会社やまびこ社外監査役
2022年	3月	同社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

亀山総合法律事務所代表
ソマル株式会社社外監査役
株式会社やまびこ社外取締役

所有する当社株式の数

普通株式 0株

取締役会への出席状況

92%（12回／13回）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

当社はガバナンス強化の観点から取締役会全体のバランスを意識し経営経験、法律や会計の専門性、技術開発、人材育成、ダイバーシティ推進に関する知見を有する人材を配置するよう心掛けております。

亀山晴信氏には弁護士として培われた専門的知識・経験等を当社の経営に活かしていただくとともに、取締役会の透明性を高め監督機能の強化を図るため、社外取締役として選任するものです。

なお、亀山晴信氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。

また、亀山晴信氏の本総会終結時の就任期間は11年であります。

候補者番号

8

すぎ もと まさ たか
杉 本 昌 隆

(1970年3月22日生)

再任 社外 独立

略歴、地位および担当

1994年	4月	チッソ石油化学株式会社入社
2002年	4月	同社高分子研究所主務研究員
2003年	4月	国立山形大学工学部助手
2004年	8月	ノースカロライナ州立大学在外研究員
2007年	10月	国立大学法人山形大学大学院理工学研究科助教 (機能高分子分野)
2007年	12月	同大学大学院理工学研究科准教授（機能高分子分野）
2018年	4月	同大学大学院有機材料システム研究科教授（機能高分子分野）
2019年	6月	当社社外取締役（現任）
2022年	4月	同大学工学部副学部長同大学院有機材料システム 研究科教授(機能高分子分野)
2024年	4月	国立大学法人山形大学大学院有機材料システム研 究科教授(機能高分子分野)（現任）

重要な兼職の状況

国立大学法人山形大学大学院有機材料システム研究科教授

所有する当社株式の数

普通株式 0株

取締役会への出席状況

100%（13回／13回）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

当社はガバナンス強化の観点から取締役会全体のバランスを意識し経営経験、法律や会計の専門性、技術開発、人材育成、ダイバーシティ推進に関する知見を有する人材を配置するよう心掛けております。

杉本昌隆氏には新たな機能材料や最先端成形加工に関する深い学識経験と幅広い見識等を当社の経営に活かしていただくとともに、取締役会の透明性を高め監督機能の強化を図るため社外取締役として選任するものです。

なお、杉本昌隆氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。

また、杉本昌隆氏の本総会終結時の就任期間は5年であります。

候補者番号

9

まる やま とし ろう
丸 山 俊 郎

(1957年4月21日生)

再任 社外 独立

略歴、地位および担当

1982年	4月	大蔵省印刷局入局（現独立行政法人国立印刷局）
2009年	4月	同局開発部長
2011年	4月	同局滝野川工場長
2013年	4月	同局セキュリティ製品事業部長
2015年	4月	同局理事
2019年	3月	同局退任
2021年	6月	当社社外取締役（現任）

所有する当社株式の数

普通株式 0株

取締役会への出席状況

100%（13回／13回）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

当社はガバナンス強化の観点から取締役会全体のバランスを意識し経営経験、法律や会計の専門性、技術開発、人材育成、ダイバーシティ推進に関する知見を有する人材を配置するように心掛けています。

丸山俊郎氏には証券印刷に関する深い学識経験と、工場運営および事業経営経験をもとにした幅広い見識等を当社の経営に活かしていただくとともに、取締役会の透明性を高め監督機能の強化を図るため、社外取締役として選任するものです。

なお、丸山俊郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。

また、丸山俊郎氏の本総会最終時の就任期間は3年であります。

候補者番号

10

やま だ こう じ
山 田 浩 二

(1954年6月21日生)

再任 社外 独立

略歴、地位および担当

1977年	4月	株式会社小松製作所入社
1996年	8月	コマツアメリカ株式会社チャタヌガ工場管理部長
1999年	4月	株式会社小松製作所生産本部大阪工場管理部長
2002年	4月	同社生産本部粟津工場長
2004年	4月	同社執行役員
2005年	4月	同社産機事業本部長兼コマツ産機株式会社代表取締役社長
2009年	2月	同社インド総代表
2009年	4月	コマツインディア有限公司社長
2010年	4月	株式会社小松製作所常務執行役員
2013年	6月	同社常勤監査役
2018年	5月	株式会社内村特別顧問（現任）
2023年	6月	株式会社スパンクリートコーポレーション社外監査役（現任）
2023年	6月	当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社スパンクリートコーポレーション社外監査役

所有する当社株式の数

普通株式 0株

取締役会への出席状況

100%（10回／10回）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

当社はガバナンス強化の観点から取締役会全体のバランスを意識し経営経験、法律や会計の専門性、技術開発、人材育成、ダイバーシティ推進に関する知見を有する人材を配置するように心掛けております。

山田浩二氏には、グローバルに展開する総合機械メーカーにおける、国内外の工場経営経験と事業責任者としての実績、また、多くの外国籍社員の人材育成と管理にかかわる豊富な経験と見識を当社の経営に活かしていただくとともに、取締役会の透明性を高め監督機能の強化を図るため社外取締役として選任するものです。

なお、山田浩二氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。

また、山田浩二氏の本総会最終時の就任期間は1年であります。

候補者番号

11

はやし たか こ
林 貴 子

(1962年9月29日生)

新任 社外 独立

略歴、地位および担当

1985年	4月	日本輸出入銀行（現株式会社国際協力銀行）入社
2004年	10月	Gallup Organization Japan Executive Director of Operations in Asia
2007年	1月	株式会社新生銀行（現株式会社SBI新生銀行） CLO室次長
2018年	4月	同社人事担当シニアオフィサー・執行役員兼人事部長
2020年	4月	同社人事担当チーフオフィサー・常務執行役員
2022年	10月	株式会社三井住友銀行および株式会社三井住友フィ ナンシャルグループエグゼクティブアドバイザー
2023年	4月	ISO TC260 国内審議委員会委員（現任）
2024年	4月	三井住友カード株式会社常務執行役員人事共同担 当兼株式会社三井住友フィナンシャルグループ執 行役員グループCHRO補佐（現任）

重要な兼職の状況

ISO TC260 国内審議委員会委員
三井住友カード株式会社常務執行役員人事共同担当兼株式会社三井住友フ
ィナンシャルグループ執行役員グループCHRO補佐

所有する当社株式の数

普通株式 0株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

当社はガバナンス強化の観点から取締役会全体のバランスを意識し、経営経験、法律や会計の専門性、技術開発、人材育成、ダイバーシティ推進に関する知見を有する人材を配置するように心掛けております。

林貴子氏には、人的資本経営、グローバルな視点での人材育成、ダイバーシティの推進に関する豊富な経験と知識を当社の経営に活かしていただくとともに、取締役会の透明性を高め監督機能の強化を図るため社外取締役として選任するものです。

なお、林貴子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、当社取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。全ての取締役候補者は、取締役選任に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該契約は、2024年7月に更新される予定です。
3. 亀山晴信氏、杉本昌隆氏、丸山俊郎氏、山田浩二氏および林貴子氏は株式会社東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じることがない独立役員候補者であります。
4. 亀山晴信氏、杉本昌隆氏、丸山俊郎氏および山田浩二氏とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
- 当該限定契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となっております。また、林貴子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の当該契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役尼子晋二氏および清田宗明氏が任期満了となりますので、新たに監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 **1** あま こ しん じ
尼 子 晋 二 (1956年4月21日生)

再任 **社外** **独立**

略歴および地位

1979年	4月	久保田鉄工株式会社（現株式会社クボタ）入社
1998年	4月	同社枚方製造所鋳鋼製造部技術グループ長
2002年	10月	同社鋳鋼営業部海外グループ長
2005年	7月	同社鋳鋼営業部長
2009年	4月	同社理事
2010年	4月	同社素形材営業部長
2012年	4月	同社素形材事業ユニット長
2013年	4月	クボタマテリアルズカナダCorp.社長
2016年	6月	当社社外監査役（現任）

所有する当社株式の数

普通株式 0株

取締役会への出席状況

100% (13回/13回)

監査役会への出席状況

100% (13回/13回)

社外監査役候補者とした理由

尼子晋二氏は異業種メーカーでの業務および海外勤務や経営者としての豊富な経験で培われた幅広い見識等を活かし、社外監査役として、より社外の視野に立った監査を遂行できるものと判断したため、社外監査役として選任するものです。

また、尼子晋二氏の本総会終結時の就任期間は8年であります。

候補者番号

2

おお
大つか
塚まさ
雅ひろ
広

(1961年11月29日生)

新任 社外 独立

略歴および地位

1986年	4月	株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入社	2021年	4月	同社執行役専務リテール・事業法人カンパニー長 兼みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社代表 取締役社長
2011年	1月	株式会社みずほ銀行総合コンサルティング部長			
2012年	4月	同行リテールバンキング業務部長			
2014年	4月	株式会社みずほフィナンシャルグループ執行役員 リテールバンキング業務部長兼株式会社みずほ銀 行執行役員リテールバンキング業務部長	2022年	4月	同社執行役リテール・事業法人カンパニー長
2015年	4月	同社常務執行役員個人ユニット副担当役員兼株式 会社みずほ銀行常務執行役員個人ユニット長	2023年	4月	みずほ信用保証株式会社代表取締役社長
2016年	4月	同社常務執行役員リテール・事業法人カンパニー 副担当役員兼株式会社みずほ銀行常務執行役員リ テール・事業法人部門共同部門長	2024年	6月	同社顧問（2024年6月26日退任予定）
2017年	5月	みずほ総合研究所株式会社代表取締役副社長			
2019年	4月	株式会社みずほフィナンシャルグループ執行役専 務リテール・事業法人カンパニー長兼みずほ信託 銀行株式会社取締役兼みずほ証券株式会社取締役 同社執行役専務リテール・事業法人カンパニー長			
2020年	4月	同社執行役専務リテール・事業法人カンパニー長			

所有する当社株式の数
普通株式 0株

社外監査役候補者とした理由

大塚雅広氏は、長年にわたり金融機関において要職を歴任し、金融、財務における専門的な知識を蓄積するとともに、ビジネス戦略の策定・遂行、ガバナンス確保など経営者としての豊富な経験を有しており、当社の経営に対する適切な助言および監査を遂行できるものと判断し社外監査役として選任するものです。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、当社監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。全ての監査役候補者は、監査役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該契約は、2024年7月に更新される予定です。
3. 尼子晋二、大塚雅広の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役の候補者であります。また、株式会社東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。
4. 当社は大塚雅広氏の選任が承認された場合、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該限定契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となっております。

[ご参考：第2・3号議案が承認されたのちの経営体制]

		専門性・実務経験									
氏名	社外	企業経営 経験	当社事業 に関する 知見	営業 マーケティング	製造 品質管理	研究開発 イノベーション	ファイナンス	環境・社会	人事 人材開発	法務 コンプライアンス	グローバル
社内取締役	小森 善治		●	●	●		●				●
	持田 訓		●	●	●	●	●	●	●		●
	梶田 英治		●	●	●		●				●
	横山 雅文		●	●				●	●	●	●
	松野 浩一			●		●	●	●		●	●
	橋本 巖			●		●	●	●	●	●	
社外取締役	亀山 晴信	●								●	
	杉本 昌隆	●				●		●			●
	丸山 俊郎	●	●			●	●				
	山田 浩二	●	●		●	●	●		●	●	●
	林 貴子	●							●		●
監査役	尼子 晋二	●	●			●				●	●
	坂本 裕子	●					●			●	
	大塚 雅広	●	●		●		●			●	●

※上記一覧表は、取締役および監査役の有する全ての知見を表すものではありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の人員を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、補欠監査役選任の効力につきましては、次回定時株主総会開始の時までとしますが、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

いとう たけし
伊 東 毅 (1971年10月2日生)

社外 独立

略歴および地位

2002年	10月	弁護士登録（東京弁護士会所属）
2013年	3月	伊東毅法律事務所開設
2018年	5月	銀座南法律事務所（共同事務所）開設（現任）

所有する当社株式の数

普通株式	0株
------	----

補欠の社外監査役候補者とした理由

伊東毅氏は、弁護士として培われた専門的知識・経験を活かし、社外監査役として、より社外の視野に立った監査を遂行できるものと判断したため、補欠社外監査役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 伊東毅氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 伊東毅氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、当社監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。
伊東毅氏の選任が承認され、社外監査役に就任した場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。
4. 当社は伊東毅氏の選任が承認され、社外監査役に就任した場合、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
当該限定契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となっております。
5. 伊東毅氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役6名（取締役会長および社外取締役を除く）に対し、取締役賞与として総額60,000,000円を支給いたしたいと存じます。なお、その内容は、取締役会において決定した決定方針(36頁～38頁に概要を記載)に沿うものであり、相当なものであると考えております。

第6号議案 業務執行取締役に対する業績連動型株式報酬制度の一部改定の件

1. 提案の理由およびこれを相当とする理由

本議案は、当社の業務執行取締役に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といいます。）を一部改定することについて、ご承認をお願いするものであります。

当社は、2020年6月26日開催の第74回定時株主総会における本制度に関する承認決議（以下「原決議」といいます。）に基づいて本制度を導入し、現在に至ります。本制度は、業務執行取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、業務執行取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本議案は、今般、業務執行取締役が中期経営計画に掲げる計画達成の意識をより高めるため、本制度に基づき給付する株式数を算定するための業績評価の方法を、事業年度ごとに各役位に定められた仮ポイントは付与するものの中期経営計画の最終年度の各数値計画の達成度合いで支給可否を決める方法から、中期経営計画の最終年度の各数値計画に対する達成度合いを事業年度ごとに評価し、事業年度ごとにポイントを調整する方法に変更することなどについてご承認をいただくものです。

本議案は、2021年6月21日開催の第75回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額350,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含みません。）とは別枠として、本制度に基づく株式報酬を当社の業務執行取締役に対して支給するため、原決議においてご承認いただきました本制度の一部改定についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

本改定につきましては、社外取締役3名および社内取締役2名の計5名にて構成する指名報酬諮問委員会の審議を経ており、本議案をご承認いただいた後に改定予定の当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（後掲）とも合致していることから、当社としては、本議案の内容は相当であると考えております。

また、現時点において、本制度の対象となる業務執行取締役は6名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる業務執行取締役は5名となります。

2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法および具体的な内容

従前の本制度の内容を一部改定し、以下のとおりといたしたく存じます。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定されている信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、業務執行取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。

なお、業務執行取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として業務執行取締役の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

業務執行取締役（社外取締役および監査役は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託期間

2020年8月から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

当社は、2020年3月末日で終了した事業年度から2024年3月末日で終了した事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。なお、当初対象期間経過後の対象期間は、当社の中期経営計画の期間と連動させることとし、中期経営計画の期間を変更した場合、当該期間に応じて対象期間も変更することといたします。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、業務執行取締役への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、176百万円の金銭を拠出し、受益者要件を満たす業務執行取締役を受益者とする本信託を設定しております。本信託は当社が信託した金銭を原資として、当初対象期間に関して当社株式252,000株を取得しております。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく業務執行取締役への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、

本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することといたします。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して業務執行取締役が付与されたポイント数に相当する当社株式で、業務執行取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、以降の対象期間に関する追加拠出額を算出するものとし、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。なお、業務執行取締役に付与されるポイントの上限数は、下記（6）のとおり、1事業年度当たり50,400ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は「50,400株×対象期間の年数」となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 業務執行取締役に給付される当社株式等の数の上限

業務執行取締役に、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位および業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。各事業年度に関して付与されるポイントは、事業年度ごとに中期経営計画における各数値計画の達成度合いに応じて調整され、事業年度ごとの調整に当たって乗じる係数は、各数値計画につき0～1.2（0%～120%）の範囲で決定するものとし、いずれの数値計画に関しても、未達成の場合に乗じる係数は0（0%）といたします。このようにして業務執行取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、50,400ポイントを上限といたします。これは、現行の役員報酬の支給水準、業務執行取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、業務執行取締役に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、そ

の比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います)。

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる業務執行取締役のポイント数は、原則として、退任時までに当該業務執行取締役に付与されたポイント数に退任事由別に設定された所定の係数(1を超えないものとします)を乗じて得たポイント数とします。(以下、このようにして算出されたポイントを、「給付対象ポイント数」といいます)

(7) 当社株式等の給付および報酬等の額の具体的な算定方法

業務執行取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該業務執行取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「給付対象ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた業務執行取締役であっても、株主総会における解任の決議もしくは在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合または在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

業務執行取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、業務執行取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額(ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。以下同じとします。)を基礎とします。なお、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残

存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、原則としてその時点で在任する業務執行取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により業務執行取締役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<参考資料>取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(案)について

i) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、「決定方針」という。)について、社外取締役3名および社内取締役2名の計5名にて構成する指名報酬諮問委員会において原案を作成および審議した上で、その答申内容を尊重して2024年6月18日開催の取締役会において決議を予定しております。

ii) 決定方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るために十分に機能し、説明責任や業績連動性を考慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬、業績連動賞与、業績連動型株式報酬から構成されるものとし、他方で、監督機能を担う取締役会長および社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。基本報酬の個人別の支給額は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案し決定するものとしております。業績連動賞与および業績連動型株式報酬の決定に係る方針については、後掲「①業績連動報酬等および非金銭報酬等に関する事項」をご参照ください。

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、基本方針に照らして適切な割合となるように決定する

ものとしております。なお、業績連動賞与の比率は、標準的業績の場合、基本報酬の総額の約2分の1程度となり、賞与として毎年一定の時期に支給することがあります。個人別の報酬額のうち、基本報酬および業績連動賞与については、代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとしており、詳細については後掲「②取締役の個人別の報酬等の決定の委任に関する事項」のとおりです。

なお、監査役は、その職務に鑑み、基本報酬のみとし、監査役の協議により基本報酬額を決定しております。

① 業績連動報酬等および非金銭報酬等に関する事項

当社における業績連動報酬等は、金銭報酬等である業績連動賞与と非金銭報酬等である業績連動型株式報酬から構成されております。

まず、事業年度ごとの業績連動賞与の業績連動の指標としては、株主還元の充実に寄与する重要な経営指標であり、年度単位の取締役の貢献度の測定に最適であるとの考えから、連結営業利益を採用しております。具体的な支給金額は、原則として中期経営計画における当該事業年度の連結営業利益の計画値を基準に、その達成度に応じるものとし、事業年度終了後に株主総会にお諮りすることとしております。

次に、当社は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業務執行取締役を対象に業績連動型株式報酬を支給する制度（「株式給付信託（BBT：Board Benefit Trust）」）を、2020年6月26日開催の第74回定時株主総会決議により導入し、2024年6月18日開催の第78回定時株主総会決議により改定しております。同制度は、各事業年度において、対象者に対して、役員株式給付規程に基づき役位を勘定して定まるポイントを中期経営計画の最終年度の各数値に対する達成度合いを事業年度ごとに評価して付与され、退任後にそのポイントに応じて株式が給付されます。また、事業年度ごとの調整に当たって乗じる係数は、数値計画につき、0~1.2（0%~120%）の範囲で決定するものとし、いずれの数値計画に関しても、未達の場合に乗じる係数は、ゼロ（0%）となります。

② 取締役の個人別の報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定については、社外取締役を委員長とする報酬諮

問委員会（現・指名報酬諮問委員会）に於ける審議を経て、2021年2月24日開催の取締役会決議に則り、代表取締役社長持田訓に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動賞与の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名報酬諮問委員会に原案を諮問し、代表取締役社長は、指名報酬諮問委員会による答申を踏まえて、各取締役の報酬額を決定することとしております。

以 上

事業報告（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、ウクライナ情勢の長期化に加え中東での地政学リスクが発生し、先行きに対する不透明感が強まりました。一方で、アフターコロナの経済活動拡大による影響を受け進行していたインフレが鈍化しつつあり、それに伴い各国の追加的な金融引き締めの中断や金融緩和時期の検討が重ねられ、回復の兆しが見える状況となっております。

印刷機械の市場動向は、日本においては労働コストの上昇や人手不足に加え、エネルギー価格の高騰や印刷資材の価格上昇の影響を受け、生産性向上や効率化などの合理化投資を進める動きが続いております。これに対応したROI（投資収益率）提案を中心とした「advance（アドバンス）」モデルの販売促進に取り組んだ結果、オフセット印刷機を中心に受注が好調で売上高の増加につながりました。北米においては、金利の高止まりの影響により、設備投資への慎重な姿勢が見られるものの、好調だった前連結会計年度の受注残が寄与し売上高が増加しました。欧州では物価上昇に金利の上昇も加わり設備投資に慎重な姿勢が見られましたが、売上高はユーロ高の影響もあり前連結会計年度を上回りました。中華圏では、海外企業によるサプライチェーン見直しや為替変動による中国元安、さらには不動産不況等の影響により設備投資の先送りの傾向が見られました。一方で、大手印刷会社は労働力確保の深刻化や人件費の上昇に対して、省人化・自動化を目的とした設備更新を継続しており、中華圏全体での売上高は前連結会計年度を上回りました。アセアンやインドを含むその他の地域では、オフセット印刷機の需要拡大が続いていますが、証券印刷機の受注契約が遅れていることが影響し、売上高が減少しました。

このような市場環境において、コア事業であるオフセット事業では、当社が提唱するスマートファクトリー推進のため、印刷前工程や後工程と製造情報を連携して印刷工場の効率化を実現するクラウドソリューション「KP-Connect（KP-コネクト）」の接続契約台数拡大を進めるとともに、連携する機器やアライアンス企業の数を増やしています。また、新規事業であるDPS（デジタル印刷システム）事業では、新型機であるB2枚葉UVインクジェットデジタル印刷機「J-throne 29（ジェイスロン29）」の開発を進めました。

当社は昨年10月に、創業100周年を迎えることができました。新たな100年に向け、当社の存在意義（パーパス）を「プリントテクノロジーで社会を支え感動をもたらす」と制定しました。同時に、取り組むべき社会課題やメガトレンドを分析し、果たすべき役割を「環境負荷の低い生産ソリューションの提供」、「自動化、情報化、省人化ソリューションの提供」、「社会の多様性に対応したソリューションの提供」とした長期ビジョン「KOMORI 2030」を策定し、その実現のために製品別事業本部制を導入し組織管理体制を強化しました。

以上の結果、当連結会計年度における受注高は991億1千4百万円（前期比1.8%増）となり、売上高は、1,042億7千8百万円（前期比6.5%増）となりました。売上原価率は、原材料価格の高騰等により、前連結会計年度に比べ悪化しました。販売費及び一般管理費は、前連結会計年度に比べ、円安により主に海外連結子会社の人件費が増加したことや、アフターコロナにより旅費交通費が増加したこと等により増加しました。その結果、営業利益は48億9千8百万円（前連結会計年度は57億1千9百万円）となりました。経常利益は、67億9千7百万円（前連結会計年度は66億1千1百万円）となりました。税金等調整前当期純利益は、当連結会計年度に減損損失を計上した影響等により、58億5百万円（前連結会計年度は66億4百万円）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、46億4千1百万円（前連結会計年度は57億1千6百万円）となりました。

また、海外売上高は697億円（前期比6.2%増）で、売上高に占める割合は66.8%となりました。

企業集団の部門別売上高の状況

区 分	期 別		期 別		前 期 比
	第77期	2022年度 (前期)	第78期	2023年度 (当期)	
	金 額	比 率	金 額	比 率	
印刷機械製造および販売部門	74,156	75.7	79,713	76.4	7.5
修理加工および中古製品販売部門	23,757	24.3	24,565	23.6	3.4
合 計	97,914	100.0	104,278	100.0	6.5
う ち 海 外 売 上 高	65,638	67.0	69,700	66.8	6.2

当連結会計年度の特記すべき事項は次のとおりであります。

主力のオフセット印刷機の分野では、省エネ設計で高いコストパフォーマンスを実現するリスロンE37と反転仕様のリスロンE37Pを2024年1月に市場投入しました。ローラーの配列・構成を最適化し本数を削減したことで、消費電力の削減とメンテナンスにかかる費用・時間・工数を低減し、オペレーターの負荷軽減に寄与することが期待されています。

証券印刷機の分野では、KGC-S (Komori Global Center-Security)を2023年10月につくばプラント内（茨城県つくば市）に開所しました。KGC-Sは、"Power to the Print"と"Trust in Print"をコンセプトに、当社グループが65年以上を掛けて築き上げたセキュリティープリントテ

クノロジーを、銀行券・ハイセキュリティー印刷分野の顧客となる政府機関や印刷会社、ならびにサプライヤーに向けて、印刷デモンストレーションやトレーニング、R&D活動を通して提供する最新鋭の施設です。KGC-Sを活用し、顧客やサプライヤーと共に、銀行券・ハイセキュリティー印刷へのさらなる信頼性向上を図っております。

成長事業と位置付けているプリンテッドエレクトロニクス（PE）の分野では、要素技術の開発のため、2023年10月にPE要素技術開発センター(以下、PEDEC)を設立しました。PEDECは、エレクトロニクス業界の急速な進化に対応するため、要素技術の開発基盤を整え、技術競争力を確立することを目的としています。同施設には種々の解析機器が設置されており、先端印刷のエレクトロニクス分野への応用開発を行う環境が整っています。当社の要素技術開発に加え、パートナー企業との共同開発や産学連携によるオープンイノベーションを推進する場として当センターを活用し、PE技術の可能性を追求しています。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資は、19億9千7百万円で、前連結会計年度に比べ13.3%減少しております。そのうち有形固定資産分については、つくばプラントの生産性向上のための設備更新および増設、本社オフィスのリニューアル、およびPE要素技術開発拠点の設備の増設等17億9千4百万円であり、無形固定資産分については、自社利用ソフトウェアへの投資等2億2百万円であります。

(3) 資金調達の状況

資金調達につきましては、当連結会計年度末における長短借入金合計残高は8億2百万円となり、前連結会計年度末に比べ1億8千6百万円増加しております。これは、海外現地法人の運転資金借り入れの増加によるものです。当連結会計年度末の社債残高は100億円で、前連結会計年度から変更ありません。

(4) 対処すべき課題

当社の事業環境につきましては、依然として地政学リスクなど不確実な要素が多岐にわたり従来よりも速いテンポで発生すると考えられ、都度、迅速な判断、軌道修正が必要となります。印刷業界は、出版印刷分野や商業印刷分野での印刷物は減少が予測されるものの、高付加価値印刷やパッケージ印刷の需要は堅調に推移することが予測されており、特にアジア地域においてはパッケージ印刷を中心に好調に推移することが予測されます。一方で、材料費・物流費およびエネルギー価格の高騰や労働力不足は引き続き印刷産業に影響を及ぼしており、ワンパス両面機、多色機、検査装置等の高付加価値機能による生産性向上の取り組みや、環境性能向上の取り組みがより一層求められております。

このような事業環境の中、2025年3月期は第7次中期経営計画のスタートの年であり、その基本骨子であるサステナブルな経営体質に向けた事業変革と経営基盤強化を推進してまいります。オフセット事業においては、環境性能向上と共に、生産性、操作性を高めた「リスロンGX/GアドバンスシリーズEXエディション」をドイツで開催される展示会「drupa2024」にて発表いたします。また、「KP-Connect」を中核としたスマートファクトリー構想の具現化を進めており、生産現場の「見える化」「自動化」「整流化」を実現し、生産性の最大化、環境、人財不足への対応に取り組んでまいります。一方、DPS事業については、B2サイズではクラス最速となる、片面印刷毎時6,000枚の印刷速度を実現するB2枚葉UVインクジェットデジタル印刷機「J-throne 29」をdrupa2024で出展いたします。デジタル印刷の常識を覆す圧倒的なスピードとパフォーマンスで、世界最高クラスのROIを実現します。また、証印事業については、今まで培ってきた銀行券印刷のセキュリティ印刷技術をさらに強化すると共に、国・企業・個人のアイデンティティーを守る新しいソリューションの提供を目指してまいります。また、今後のエレクトロニクス業界において環境負荷の低い製造技術のニーズが急速に高まっており、PE事業は、そのニーズに対して迅速に技術開発を進めるために、お客様やパートナー企業とともにオープンイノベーションによる新たなアプリケーション開発を進めてまいります。

環境への取り組みとしましては、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)に基づく気候変動に関するリスク・機会の分析、グループ全体のCO2排出量の削減、環境配慮型の製品開発などの施策を実行し、持続的な成長につなげてまいります。また、KOMORIが持続的に企業価値を向上し続けるためには、人財を最も重要な「資本」として位置づけ、従業員エンゲージメントを向上させる取り組みが必要不可欠であると考えており、その根幹を「K-Work」(KOMORI流動き方改革)と名付け、「働きやすい職場環境の整備」「人財マネジメントの強化」「ダイバーシティの推進」を三本柱として段階的に改革を実行し、グループ全体で人的資本の強化に努めてまいります。特に「人財マネジメントの強化」に関しましては、事業のグローバル化への対応として、海外人財を執行役員へ登用するなど、グローバル化に対応した事業運営を行えるように体制を刷新してまいります。これら持続可能な社会実現への活動については、今後もさらなる取り組みの強化を行ってまいります。

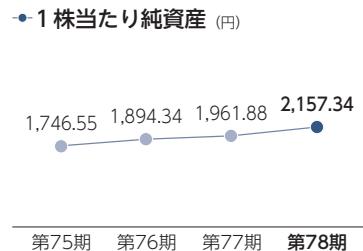
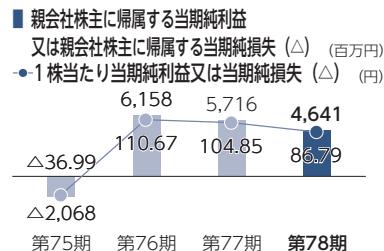
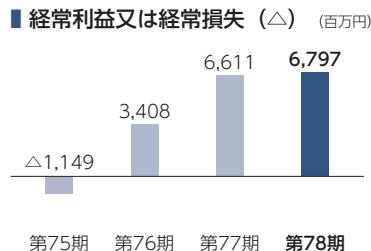
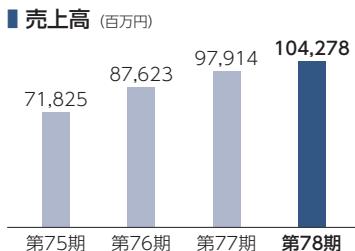
株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 75 期 2020 年度	第 76 期 2021 年度	第 77 期 2022 年度	第78期 (当期) 2023 年度
売上高 (百万円)	71,825	87,623	97,914	104,278
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△1,149	3,408	6,611	6,797
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△2,068	6,158	5,716	4,641
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	△36.99	110.67	104.85	86.79
総資産 (百万円)	144,443	157,081	165,523	167,588
純資産 (百万円)	97,736	103,382	107,133	114,467
1株当たり純資産 (円)	1,746.55	1,894.34	1,961.88	2,157.34

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) は、各期の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産は、各期の期末発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等の適用に伴い、「財産および損益の状況」に記載されている第76期以降の数値については、当該会計基準等を適用した後の数値であります。

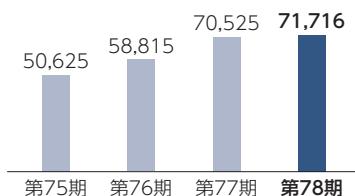


② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 75 期 2020 年度	第 76 期 2021 年度	第 77 期 2022 年度	第78期 (当期) 2023 年度
売 上 高 (百万円)	50,625	58,815	70,525	71,716
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△217	1,204	5,445	5,972
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	△133	4,513	7,720	6,096
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (円)	△2.39	81.11	141.60	113.99
総 資 産 (百万円)	121,980	129,750	138,298	138,678
純 資 産 (百万円)	90,233	92,714	98,029	105,008
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	1,613.50	1,700.44	1,797.99	1,979.08

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、各期の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産は、各期の期末発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等の適用に伴い、「財産および損益の状況」に記載されている第76期以降の数値については、当該会計基準等を適用した後の数値であります。

■ 売上高 (百万円)



■ 経常利益又は経常損失 (△) (百万円)



■ 当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)



■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円)



■ 1株当たり純資産 (円)



(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
株式会社小森マシナリー	百万円 1,600	% 100	印刷機械および装置・部品の製造販売
株式会社小森エンジニアリング	百万円 20	% 100	印刷機械および関連機器の設計
株式会社セリアコーポレーション	百万円 60	% 100	印刷機械その他印刷資機材の製造販売
コモリ アメリカ コーポレーション	千米ドル 13,570	% 100	当社製品の販売および修理加工ならびに地域統括
コモリ インターナショナル ヨーロッパ ビー.ヴィ.	千ユーロ 1,452	% 100	当社製品の販売および修理加工ならびに地域統括
コモリ シャンボン エス. エイ. エス.	千ユーロ 8,000	% 100	印刷機械の製造販売
エムピーオー ポストプレス ソリューションズ ジーエムピーエイチ	千ユーロ 25	% 100	印刷後加工機および装置・部品の製造販売および修理加工
小森 香港 有 限 公 司	千香港ドル 18,116	% 100	当社製品の販売および修理加工
小森 機 械 (南 通) 有 限 公 司	千米ドル 14,000	% 100	印刷機械および装置の製造販売
コモリ タイワン リミテッド	千新台幣ドル 45,860	% 100	当社製品の販売および修理加工
コモリ サウスイースト アジア プライベート リミテッド	千シンガポールドル 2,000	% 100	当社製品の販売および修理加工
コモリ インディア プライベート リミテッド	千インドルピー 500	% 100	当社製品の販売および修理加工

(7) 主要な事業内容

当社グループの主要な事業は印刷機械の製造、販売および機械のメンテナンスならびにこれらに付帯関連する業務です。

また、日本国内をはじめヨーロッパ、アメリカ、アジア地域にも販売拠点を設け、販売・サービス活動を行っております。

事業品目別の主な商品は次のとおりであります。

区 分	生産拠点
枚 葉 印 刷 機	つくばプラント、株式会社小森マシナリーおよび小森機械（南通）有限公司
輪 転 印 刷 機	つくばプラント
証 券 印 刷 機	つくばプラント
デ ジ タ ル 印 刷 機	株式会社小森マシナリー
紙 器 印 刷 機	コモリ シャンボン エス.エイ.エス.およびつくばプラント
ス ク リ ー ン 印 刷 機	株式会社セリアエンジニアリング
印 刷 後 加 工 機	エムビーオー ポストプレス ソリューションズ ジーエムビーエイチ

(8) 主要な営業所および工場

① 当社の主要拠点等

本社 東京都墨田区
 西日本支社 大阪府大阪市
 名古屋支店 愛知県名古屋市
 九州支店 福岡県福岡市
 北海道営業所 北海道札幌市
 東北営業所 宮城県仙台市
 北陸営業所 富山県富山市
 四国営業所 香川県高松市
 つくばプラント 茨城県つくば市
 東日本サービス 東京都墨田区
 西日本サービス 大阪府大阪市
 つくばサービス 茨城県つくば市

② 子会社の拠点

株式会社小森マシナリー 山形県東置賜郡高島町
 株式会社小森エンジニアリング 茨城県つくば市
 株式会社セリアコーポレーション 埼玉県戸田市
 コモリ アメリカ コーポレーション アメリカ イリノイ州
 コモリ インターナショナル ヨーロッパ ビー.ヴィ. オランダ ヌトレヒト
 コモリ シャンボン エス.エイ.エス. フランス オルレアン
 エムビーオー ポストプレス ソリューションズ ジーエムビーエイチ ドイツ オッペンヴァイラー
 小森香港有限公司 中国 香港
 小森機械（南通）有限公司 中国 南通
 コモリ タイワン リミテッド 台湾 台北
 コモリ サウスイースト アジア プライベート リミテッド シンガポール
 コモリ インディア プライベート リミテッド インド ニューデリー

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
印刷機械製造および販売部門	1,808 名	+4 名
修理加工および中古製品販売部門	494	-13
管理部門	260	+4
合 計	2,562	-5

(注) 従業員には使用人兼務役員、臨時雇用者は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,056 名	-3 名	43.21 歳	18.85 年

(注) 従業員には使用人兼務役員、出向社員および臨時雇用者は含まれておりません。

(10) 主要な借入先および借入額

借 入 先	借 入 残 高
株式会社みずほ銀行	511 百万円
バンコ・コメルシアル・ポルトギース (BCP)	273

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 295,500,000株
 (2) 発行済株式の総数 55,428,840株
 (3) 株主数 10,682名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	出 資 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,719千株	12.60%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE USL NON-TREATY CLIENTS ACCOUNT	3,006	5.64
小森コーポレーション取引先持株会	2,282	4.28
明治安田生命保険相互会社	1,895	3.55
小 森 紀 子	1,696	3.18
小 森 善 仁	1,636	3.07
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103	1,556	2.92
小 森 善 治	1,068	2.00
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,046	1.96
住友生命保険相互会社	1,030	1.93

- (注) 1. 当社は自己株式2,117千株を保有しておりますが、上記大株主には含めておりません。
 2. 出資比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2020年6月26日開催の第74回定時株主総会決議に基づき、当社の業務執行取締役を対象とした業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT：Board Benefit Trust）」を導入しております。株式給付信託（BBT）が保有する当社株式252千株については、上記（4）の(注)記載の自己株式には含めておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役会長	小 森 善 治		株式会社小森マシナリー取締役会長
代表取締役社長	持 田 訓	最高経営責任者 (CEO)	株式会社セリアコーポレーション取締役会長 コモリ アメリカ コーポレーション代表取締役会長 コモリ インターナショナル ヨーロッパ ピー. ヴィ. 代表取締役会長 コモリ シャンボン エス. エイ. エス. 取締役会長 コモリ サウスイースト アジア プライベート リミテッド 取締役会長 コモリ インディア プライベート リミテッド代表取締役会長
取 締 役	梶 田 英 治	専務執行役員 欧州事業統括本部長	コモリ インターナショナル ヨーロッパ ピー. ヴィ. 代表取締役社長
取 締 役	横 山 雅 文	専務執行役員 経営企画室長兼人事総務本部 管掌	
取 締 役	松 野 浩 一	常務執行役員 オフセット事業本部長兼 つくばプラント長	株式会社小森マシナリー代表取締役
取 締 役	船 橋 勇 雄	上席執行役員 DPS事業推進本部長兼技術統 括部長	
取 締 役	橋 本 巖	上席執行役員 管理本部長	
取 締 役	亀 山 晴 信		亀山総合法律事務所代表 ソマール株式会社社外監査役 株式会社やまびこ社外取締役
取 締 役	杉 本 昌 隆		国立大学法人山形大学工学部副学部長 同大学院有機材料システム研究科教授
取 締 役	丸 山 俊 郎		
取 締 役	山 田 浩 二		株式会社スパンクリートコーポレーション社外監査役
常 勤 監 査 役	尼 子 晋 二		
監 査 役	坂 本 裕 子		坂本裕子公認会計士事務所所長 株式会社ラクト・ジャパン社外取締役 監査等委員 預金保険機構監事 (非常勤)
監 査 役	清 田 宗 明		株式会社ニチレイ社外監査役 株式会社JCU社外取締役

- (注) 1. 取締役関根健司氏は、2023年6月19日開催の第77回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
2. 山田浩二氏は、2023年6月19日開催の第77回定時株主総会において選任され、就任いたしました。
3. 監査役坂本裕子氏は、公認会計士ならびに税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役亀山晴信、杉本昌隆、丸山俊郎および山田浩二の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 監査役尼子晋二、坂本裕子および清田宗明の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
6. 取締役亀山晴信、杉本昌隆、丸山俊郎および山田浩二の各氏、監査役尼子晋二、坂本裕子および清田宗明の各氏は、株式会社東京証券取引所に届け出ている独立役員であります。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険により填補することとしております。ただし、法令違反の行為があることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険の被保険者は当社および国内子会社の全ての役員等および執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

また2024年7月の更新時においても上記内容での更新を予定しています。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

①取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動賞与	業績連動型 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	280 (43)	214 (43)	66	—	12 (5)
監査役 (うち社外監査役)	37 (37)	37 (37)	—	—	3 (3)

- (注) 1. 当事業年度末日における在籍人数は、取締役11名、監査役3名であります。
2. 2008年6月24日開催の第62回定時株主総会決議に基づく、役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給額の未払残高が、取締役2名に対し285,000千円あります。
3. 報酬等の額には使用人兼務役員の使用人部分の給与等は含まれておりません。

②業績連動報酬等および非金銭報酬等に関する事項

当社における業績連動報酬等は、金銭報酬等である業績連動賞与と非金銭報酬等である業績連

動型株式報酬から構成されております。

まず、事業年度ごとの業績連動賞与の業績連動の指標としては、株主還元の充実に寄与する重要な経営指標であり、年度単位の取締役の貢献度の測定に最適であるとの考えから、連結営業利益を採用しております。具体的な支給金額は、原則として中期経営計画における当該事業年度の連結営業利益の計画値を基準に、その達成度に応じるものとし、事業年度終了後に株主総会にお諮りすることとしております。

次に、当社は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業務執行取締役を対象に業績連動型株式報酬を支給する制度（「株式給付信託（BBT：Board Benefit Trust）」）を、2020年6月26日開催の第74回定時株主総会決議により導入しております。同制度は、各事業年度において、対象者に対して、役員株式給付規程に基づき役位を勘案して定まる仮ポイントを付与した上で、中期経営計画終了時に、各数値計画の達成度に応じた調整を経て対象者のポイントを確定する設計となっております。現在評価に用いている業績指標は第6次中期経営計画の数値目標であり売上高：1,100億円、営業利益率：7.0%、ROE：5.3%であります。当該対象者が退任した後に、その保有するポイントに応じて、信託により取得した当社株式を給付するものであり、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は一定割合について、当該株式の給付に代えて、当社株式の時価相当額を給付することがあります。

③取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2021年6月22日開催の第75回定時株主総会において年額350,000千円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は4名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第74回定時株主総会において、業務執行取締役を対象とした業績連動型株式報酬制度の導入を決議し、1事業年度当たりの合計は42,000ポイント（1ポイント当たり普通株式1株に換算）を上限としています。当該定時株主総会終結時点の業務執行取締役の員数は5名です。

監査役の金銭報酬の額は、2008年6月24日開催の第62回定時株主総会において年額90,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

④取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

i) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）について、社外取締役2名および社内取締役1名の計3名にて構成する報酬諮問委員会（現・指名報酬諮問委員会）において原案を作成および審議した上で、その答申内容を尊重して2021年2月24日開催の取締役会において決議しております。

ii) 決定方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るために十分に機能し、説明責任や業績連動性を考慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬、業績連動賞与、業績連動型株式報酬から構成されるものとし、他方で、監督機能を担う取締役会長および社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。基本報酬の個人別の支給額は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案し決定するものとしております。業績連動賞与および業績連動型株式報酬の決定に係る方針については、前掲「②業績連動報酬等および非金銭報酬等に関する事項」をご参照ください。

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、基本方針に照らして適切な割合となるように決定するものとしております。なお、業績連動賞与の比率は、標準的業績の場合、基本報酬の総額の約2分の1程度となり、賞与として毎年一定の時期に支給することがあります。個人別の報酬額のうち、基本報酬および業績連動賞与については、代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとしており、詳細については後掲「⑤取締役の個人別の報酬等の決定の委任に関する事項」のとおりです。

なお、監査役は、その職務に鑑み、基本報酬のみとし、監査役の協議により基本報酬額を決定しております。

iii) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会としても基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤取締役の個人別の報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定については、社外取締役を委員長とする報酬諮問委員会（現・指名報酬諮問委員会）に於ける審議を経て、2021年2月24日開催の取締役会決議に則り、代表取締役社長持田訓に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動賞与の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名報酬諮問委員会に原案を諮問し、代表取締役社長は、指名報酬諮問委員会による答申を踏まえて、各取締役の報酬額を決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役亀山晴信氏の兼職先である亀山総合法律事務所、ソマール株式会社および株式会社やまびこ、杉本昌隆氏の兼職先である国立大学法人山形大学、ならびに山田浩二氏の兼職先である株式会社スパンクリートコーポレーションは、当社との間にいずれも特別な関係はありません。

監査役坂本裕子氏の兼職先である坂本裕子公認会計士事務所、株式会社ラクト・ジャパンおよび預金保険機構、ならびに監査役清田宗明氏の兼職先である株式会社ニチレイおよび株式会社JCUは当社との間にいずれも特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	亀山晴信	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、弁護士としての専門的見地から審議に関して必要な発言を適宜行っており、取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	杉本昌隆	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、新たな機能材料や最先端成形加工に関する深い学識経験と幅広い見識等を活かして必要な発言を適宜行っており、取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	丸山俊郎	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、紙幣印刷に関する深い学識経験と幅広い見識等を活かして必要な発言を適宜行っており、取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	山田浩二	取締役就任以降、当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、異業種メーカーでの国内外の工場経営と事業責任者としての知見等を活かして必要な発言を適宜行っており、取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	尼子晋二	当事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、異業種メーカーでの経験を活かした監査を行い、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	坂本裕子	当事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、公認会計士ならびに税理士としての専門的知識と監査法人での業務経験を活かした監査を行い、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	清田宗明	当事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、金融機関他、異業種メーカーでの経験を活かした監査を行い、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社定款に基づき、当社と取締役亀山晴信、杉本昌隆、丸山俊郎および山田浩二、監査役坂本裕子および清田宗明の各氏は、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

- (注) 1. 当社の重要な子会社の一部は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. PwCあらた有限責任監査法人は2023年12月1日付でPwC京都有限責任監査法人と合併し、名称をPwC Japan有限責任監査法人に変更しております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人及び同一ネットワークに属する組織報酬等の額

	監査報酬		非監査報酬	
	会計監査人	会計監査人と同一ネットワークに属する組織	会計監査人	会計監査人と同一ネットワークに属する組織
当社 (百万円)	73	—	—	1
連結子会社 (百万円)	6	125	—	1
非連結子会社 (百万円)	—	—	—	—
合計 (百万円)	79	125	—	2

(3) 非監査業務の内容

当社および当社グループ会社は、会計監査人と同一ネットワークに属する組織に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である税務申告業務等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の報酬等の額の同意について

監査役会は、当社の「会計監査人の評価基準」を踏まえ、社内関係部門からの意見の聴取および会計監査人より必要な情報を入手し報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬実績の推移、報酬見積の算出根拠等を確認し検討した結果、同意することが相当であると判断いたしました。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

また、監査役会は、会計監査人の独立性、信頼性等について問題があり、職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

5. 会社の体制および方針

(1) 内部統制システムの整備に関する基本方針

①基本方針の概要

当社が取締役会において決議した内部統制システムの整備に関する基本方針の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - i) 「コンプライアンス規程」、「グループ企業行動憲章」および「グループ社員行動基準」を定め、取締役の率先垂範と役職員への周知徹底を図る。
 - ii) 内部通報制度により、違法行為や倫理違反等不祥事の未然防止に努めるとともに、通報者に対して不利な取り扱いをしない。また、公益通報者保護法にしたがった制度の整備、運用を行う。
 - iii) CSR・環境推進室長をコンプライアンス体制の責任者とし、体制の構築、維持、周知徹底のための教育活動を行う。
 - iv) 内部監査室が、財務報告に係る内部統制も含めた業務全般に関し、管理・運営の制度および業務執行状況を評価する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役会議事録、稟議決裁書その他取締役の職務に関わる情報を、取締役および監査役の閲覧に供する形で適切に保存し、管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - i) リスクマネジメントの最高責任者として代表取締役社長を置き、CSR・環境推進室をその事務局とし、全社的な観点からリスクを捉え、評価し、対応する。
 - ii) 「リスクマネジメント規程」および「リスクマネジメント運営要領」を整備し、リスクごとに担当する取締役、執行役員、本部長などを定め、対応する。
 - iii) 地震等大規模自然災害が発生した場合の行動基準を定めた「地震対策マニュアル」を策定する等体制を整備し、対応を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i) 執行役員制度を導入している。
 - ii) 各会議体およびこれらの規程を整備し、会議の効率的な運用を図る。
 - iii) 取締役、執行役員および従業員が共有する全社的な中期経営計画を定め、取締役から業務執行を委ねられた執行役員は計画目標の達成に向け年度目標を設定し、職務の執行を効率的に実施する。

5. 従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
CSR・環境推進室長が主管となり代表取締役社長のもとに取締役および執行役員で構成するCSR委員会を設置し、内部統制システム、リスクマネジメント、コンプライアンス、内部通報制度、環境関連事項等を審議し、決定事項を各部門内に周知徹底する。

6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - i) 「子会社管理規程」を整備し、リスクを考慮した親会社承認事項と報告事項を定める等、子会社経営の自立性確保と業務の効率化を図る。
 - ii) 子会社主管部門は、当社の経営理念、「グループ企業行動憲章」、方針を浸透させるとともに、「子会社管理規程」に基づき指導・助言を行い、リスクマネジメントを行う。
 - iii) CSR・環境推進室は、グループのコンプライアンス体制の構築、維持、教育活動に当たり、内部監査室は、グループ会社の監査を行う。

7. 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項および当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する従業員を置く。当該従業員の任命、異動、評価について、取締役からの独立性を確保する。

8. 取締役および従業員が監査役に報告するための体制、子会社の取締役、監査役および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制ならびにこれらの報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - i) 当社および子会社の取締役および従業員は、重大な法令・定款違反、不正行為または著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、監査役に報告する。

- ii) 社長決裁を要する重要な意思決定事項は監査役に回覧し、取締役会の決議事項に関する情報は監査役に事前に通知する。
 - iii) 取締役および従業員は、監査役の要請により必要な報告を行う。この報告者は報告を理由として不利な取り扱いを受けない。
9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役職務執行に必要な費用は当社が負担する。
10. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- i) 代表取締役は、監査役と会合をもち、意思の疎通を図る。
 - ii) 内部監査室および会計監査人は、監査結果について監査役へ報告する。
 - iii) 監査役は重要な会議に出席して意見を述べるができる。

②基本方針の運用状況

基本方針の運用状況は以下のとおりであります。

1. 取締役職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- i) 「グループ企業行動憲章」および「グループ社員行動基準」について、グループ会社の役員および従業員を対象にしたコンプライアンス教育を国内拠点・子会社に対して実施し周知を図りました。また、中長期的な価値創造への取り組みについてステークホルダーに財務・非財務情報の両面から開示することを目的に、「統合報告書」の2023年版を発行しました。
 - ii) CSR・環境推進室長に加え、社外取締役および常勤社外監査役も内部通報の窓口にしています。
 - iii) 内部監査室が実施した財務報告に係る内部統制の評価結果に基づき、取締役会で内部統制は有効である旨の内部統制報告書を決議しました。また、内部監査を計画に基づき実施し、結果を取締役会および監査役会に報告しています。
2. 取締役職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役会議事録、稟議決裁書等は、関係する規程に従って適切に保存・保管しています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - i) 年度計画でリスク課題を含む事業目標および施策を設定し、進捗状況、課題等について、執行役員会およびCSR委員会にて、報告およびレビューを行いました。
 - ii) 地震対策マニュアル「首都圏直下型地震発生時リスクマネジメント」を作成し従業員に配付するとともに、非常時対応訓練、災害対策用品の備蓄を行っています。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役から業務執行を委ねられた執行役員は、第6次中期経営計画に基づき年度計画を作成して執行しており、その進捗状況、課題等について、取締役会、執行役員会等で報告およびレビューを行いました。
5. 従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - i) CSR委員会を四半期毎に開催し、コンプライアンス、環境関連事項、財務報告に関する内部統制評価および内部監査の状況について報告を行いました。
 - ii) コンプライアンス教育において受講者にアンケート形式でコンプライアンス上の問題の有無を確認しました。
6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - i) 「子会社管理規程」で主管部門、親会社の承認事項および報告事項を規定し運用しています。
 - ii) 子会社との定期的な会議や随時の打合せ等で、適宜子会社への指導助言を行っています。
 - iii) 子会社に対する内部監査および財務報告に係る内部統制評価も当社内部監査室が行いました。
7. 監査役を補助すべき従業員に関する体制、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項および当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - i) 監査役会直属の監査役室を設置し、監査役の職務を補助する従業員（監査役専任スタッフ）を配置しています。
 - ii) 監査役専任スタッフの任命、異動、評価については、監査役の同意を必要としています。

8. 取締役および従業員が監査役に報告するための体制、子会社の取締役、監査役および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制ならびにこれらの報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - i) 監査役は重要会議の出席者として指定されており、監査役に報告する体制になっています。
 - ii) 子会社の内部通報窓口も当社CSR・環境推進室長、常勤社外監査役および社外取締役であり、CSR・環境推進室長への通報内容は監査役へ報告しています。
 - iii) 稟議書は規程に従い常勤監査役に回覧しており、取締役会の資料は会日に先立って配付しています。
 - iv) 重大な法令・定款違反、不正行為または著しい損害を及ぼすおそれのある事実に関する通報はありませんでした。

9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役職務の執行に必要な費用は、予算化し事後処理も含め当社負担としています。

10. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
 - i) 会長、代表取締役社長と監査役全員による会合を行い、意見を交換しました。
 - ii) 社外取締役と監査役との間で情報交換を行いました。
 - iii) 監査役と内部監査室長とは定期的に会合をもっています。また、監査役は、内部監査室と合同で監査を行う等、連携を図りました。
 - iv) 監査役は、会計監査人から適宜監査状況について報告を受ける等、コミュニケーションを図りました。
 - v) 監査役は、重要会議の出席者として指定されており、これに出席し、意見を述べました。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念をはじめ当社の財務基盤や事業内容等の企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株主の皆様による自由な取引が原則であり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方についても、当社株式の自由な取引により決定されることを基本としております。従いまして、当社株式の大規模な買付行為等についても一概に否定するものではなく、買付提案に応じるか否かの判断は、株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、明らかに濫用目的によるものや、株主に売却を強要するおそれのあるもの、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の取締役や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役が代替案を提案するための十分な情報や時間を提供しないもの等、不適切なものも少なくありません。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模な買付等に対し、これを抑止するための枠組みが必要不可欠と考えます。

2. 基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

(1) 当社の経営理念および企業価値の源泉

当社は1923年の創業以来、印刷機械システムのメーカーとして品質と信頼を至上とするものづくりの原点にこだわり、世界各国へ高品質・高性能な印刷機械とサービスを提供することにより、印刷文化の発展に寄与してまいりました。

当社は2023年に創業100周年を迎えました。これからの100年も「人間性・社会性・経済性」を追求していくこととし、経営理念を「感動企業の実現」と改めました。顧客はもちろんのこと、社員、パートナーを含む全てのステークホルダーに「感動=Beyond Expectations」をもたらす活動が当社の企業価値の源泉であり、この活動を通して企業価値の拡大を図ってまいります。

(2) 中期経営計画を軸とする企業価値ひいては株主共同の利益向上への取り組み

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益向上のため「第6次中期経営計画」を2019年11月にスタートさせました。本中期経営計画の趣旨は、「第5次中期経営計画」で確立した事業基盤を強化発展させることをねらい、「収益性の向上+成長事業の基盤づくり」をテーマとし、当社の中核事業であるオフセット事業と証券印刷事業をより強化するとともに、第5次中期経営計画で策定し実施した戦略や施策をより具体化し成果を顕在化させること、当社の持つリソースを有効に活用しその潜在価値を可能な限り発現させることにあります。第6次中期経営計画の骨子は、下記のとおりです。

I. 事業役割の明確化と、目的達成に向けた施策の着実な実行

- 1) コア事業（オフセット印刷機・証券印刷機）の収益性向上
 - (a) パッケージ市場、アジア市場およびコネクテッド・オートメーションへの集中投資
 - (b) 海外向け証券印刷機での差別化戦略推進と、サービス事業の強化による収益安定化推進
 - (c) 顧客ROI（投資収益率）向上を軸とした製品ポジショニング見直しによる競争力向上
 - (d) 製品仕様の標準化とモジュール設計およびユニット生産体制の構築によるマスカスタマイゼーションの実現と持続的な競争優位の確立
- 2) DPS（デジタル印刷システム）事業の収益化およびリカーリングインカム確立と拡大
 - (a) 小森独自のビジネスモデル（オフセット+DPS）を活用したデジタル機販売力強化
 - (b) 「KP-Connect（KP-コネクト）」を核とした「コネクテッド・オートメーション」の実現
 - (c) 40インチ枚葉ナノグラフィックプリンティングシステム「Impremia（インプレミア）NS40」の市場投入と事業化
 - (d) デジタル印刷システム累計設置台数増加に伴うリカーリングインカムの拡大と事業収益の安定化
- 3) PE（プリンテッドエレクトロニクス）事業の将来に向けた布石
 - (a) 中国市場での製造・販売体制の強化
 - (b) プリント基板／電子部品市場における差別化商品の開発・投入
 - (c) 高精細実装技術の商品化（Flexible Hybrid ElectronicsのIoT需要の対応）

4) PESP（プリントエンジニアリングサービスプロバイダー）事業およびリカーリングインカムの推進

(a) 資材・機材販売、DPSのインキ/保守費等の安定収益事業の拡大

II. 中期経営計画の実行体制

1) 収益責任を明確にした組織運営とアメーバ経営推進による収益改善

2) 労働生産性向上に資する働き方改革の実行

III. 最適資本構成の構築

1) 財務健全性を維持し、資金調達能力とリスク対応資金を確保

2) 資本効率を意識した経営

3) 安定配当を重視しつつ総還元性向80%以上（特別損益は別途考慮）

IV. 2024年3月期の経営数値目標

1) 売上高 : 1,100 億円

2) 営業利益 : 77 億円

3) 営業利益率 : 7.0 %

4) ROE : 5.3 %

*前提為替レート： 1 US ドル=105 円 1 ユーロ=120 円

(3) コーポレート・ガバナンスの強化への取り組み

当社は全てのステークホルダーの期待に応え、責任を果たし、企業価値の最大化を追求していくことが、経営の最重要課題の一つであると認識しております。そのために経営の透明性を高め、監督機能の強化と経営の意思決定の迅速化を図り、コンプライアンスを確保するコーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると考えます。

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図るため2021年6月に社外取締役を1名増員しております。これにより取締役11名のうち社外取締役を4名とした取締役会を構成しております。経営の監督と執行の分離を目的に執行役員制を導入しており、取締役会は「経営の意思決定および監督機能」を担い、執行役員会は「業務執行機能」を担っております。当社は監査役会を設置し、常勤監査役1名（社外監査役1名）、監査役2名（社外監査役2名、うち女性1名）で構成しています。監査役は、取締役の職務執行を監

査するとともに、取締役会その他重要な会議に出席し必要な意見を述べるとともに、会計監査人および内部監査人とコミュニケーションを深め、連携を強化することで、監査の有効性・効率性を高めております。取締役の選解任および報酬等の決定の手続きについては、より客観性・透明性・公正性を図るため、2018年12月に取締役会の諮問機関として、社内取締役1名および社外取締役2名で構成する「指名諮問委員会」「報酬諮問委員会」を設置しました。両委員会については、2022年5月からは「指名報酬諮問委員会」に再編した上で委員長を社外取締役とし、委員の構成を社外取締役3名、社内取締役2名に増強しております。

今後も、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努め、企業価値ひいては株主共同の利益を追求してまいります。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要〈買収への対応方針〉

当社は、2022年5月13日開催の当社取締役会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）の継続を決議し、2022年6月20日開催の当社第76回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において、本プランの継続につき承認を得ております。

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいいます。

本プランにおける、大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）は①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②必要情報の提供完了後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討等の取締役会評価期間として設定し、取締役会評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても当該大規模買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらす等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、必要かつ相当な範囲で、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講じることがあります。

このように対抗措置を講じる場合、その判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会是对抗措置の発動に先立ち、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役または社外取締役や社外有識者から選任された委員で構成する独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について取締役会評価期間内に勧告を行うものいたします。当社取締役会は、対抗措置を発動するかどうかの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものいたします。ただし、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合、株主の皆様にも本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間を設定し、株主総会を開催することがありますが、大規模買付行為は当該期間の経過後にのみ開始できるものいたします。当社取締役会は、株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当該株主総会の決議に従うものいたします。

なお、本プランの有効期限は2025年6月に開催予定の当社第79回定時株主総会の終結の時までといたします。本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議等が行われた場合には、その時点で廃止されるものいたします。

4. 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものでなく、かつ当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2021年6月11日に最新の改訂版を公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5いわゆる買収防衛策」の趣旨を踏まえたものとなっており、これらの指針等に定められる要件は、本プランにおいても充足されています。

② 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもっているものです。

本プランの発効は、株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意向により本プランの廃止も可能であることは、本プランが株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

③ 株主意思を反映するものであること

当社は、本株主総会において本プランに関する株主の皆様の意思を確認させていただくため、議案としてお諮りし原案どおりご承認いただきましたので、本プランは株主の皆様のご意向が反映されたものとなっております。

また、本プラン有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発効は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの適正な運用を担保するための手続も確保されており、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

⑤ デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発効を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年間としておりますので、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発効を阻止するのに時間を要する防衛策）でもありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、長期的展望に立ち、経営基盤の充実と将来の事業拡大のための内部留保の確保を念頭に置きながら、株主の皆様に対し安定かつ充実した利益還元を継続的に行うことを最重要課題の一つと認識しております。

この方針のもと、2024年3月31日に終了した第6次中期経営計画における株主還元策については、安定配当を重視しつつ総還元性向80%以上を目安としております。2024年4月1日から2027年3月31日までの第7次中期経営計画期間については、成長投資へ振り分ける資金の割合を増やし企業価値の拡大を図ってまいります。このため同中期経営計画期間中の総還元性向の目安については50%に変更し、同時に最低配当金額を新たに40円と設定いたしました。今後とも総合的な株主還元の充実に努めてまいります。

なお、当社は定款に取締役会決議による剰余金の配当等を可能とする規定を設けておりますが、配当の実施につきましては、中間配当および期末配当の年2回とした上で、期末配当は株主の皆様のご意向を伺う機会を確保するため、定時株主総会の決議事項としております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	118,963	流動負債	37,719
現金及び預金	39,789	支払手形及び買掛金	7,101
受取手形、売掛金及び契約 資産	20,083	電子記録債務	7,174
電子記録債権	2,861	短期借入金	620
有価証券	10,825	未払法人税等	822
商品及び製品	18,590	契約負債	12,042
仕掛品	14,026	賞与引当金	1,073
原材料及び貯蔵品	9,328	製品保証引当金	930
その他の流動資産	3,831	その他の引当金	379
貸倒引当金	△373	その他の流動負債	7,572
固定資産	48,625	固定負債	15,402
有形固定資産	18,715	社債	10,000
建物及び構築物	6,355	長期借入金	181
機械装置及び運搬具	2,158	繰延税金負債	2,849
土地	8,395	退職給付に係る負債	1,367
建設仮勘定	122	その他の引当金	10
その他の有形固定資産	1,683	その他の固定負債	992
無形固定資産	1,290	負 債 合 計	53,121
のれん	319	(純 資 産 の 部)	
その他の無形固定資産	970	株主資本	102,144
投資その他の資産	28,619	資本金	37,714
投資有価証券	17,716	資本剰余金	37,286
繰延税金資産	1,235	利益剰余金	29,433
保険積立金	7,075	自己株式	△2,289
退職給付に係る資産	2,176	その他の包括利益累計額	12,322
その他の投資その他の資産	495	 	
貸倒引当金	△80	 	
資 産 合 計	167,588	 	
		 	
		純 資 産 合 計	114,467
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	167,588

連結損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		104,278
売上原価		69,690
売上総利益		34,588
販売費及び一般管理費		29,689
営業利益		4,898
営業外収益		
受取利息及び配当金	703	
為替差益	1,048	
その他の営業外収益	370	2,121
営業外費用		
支払利息	102	
損害賠償金	72	
その他の営業外費用	48	223
経常利益		6,797
特別利益		
固定資産売却益	26	
投資有価証券売却益	472	498
特別損失		
固定資産処分損	19	
減損損失	1,384	
その他	85	1,490
税金等調整前当期純利益		5,805
法人税、住民税及び事業税		1,519
法人税等調整額		△371
当期純利益		4,657
非支配株主に帰属する当期純利益		15
親会社株主に帰属する当期純利益		4,641

連結株主資本等変動計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	37,714	37,788	28,693	△2,248	101,948
当期の変動額					
剰余金の配当			△2,442		△2,442
親会社株主に帰属する当期純利益			4,641		4,641
自己株式の取得				△1,500	△1,500
自己株式の消却			△1,459	1,459	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△502			△502
当期変動額合計	－	△502	739	△40	196
当期末残高	37,714	37,286	29,433	△2,289	102,144

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定	退職給付に 係 属 する 調 整 累 計 額	その他の包括 利 益 累 計 額 合 計		
当期首残高	4,206	1,676	△866	5,016	168	107,133
当期の変動額						
剰余金の配当						△2,442
親会社株主に帰属する当期純利益						4,641
自己株式の取得						△1,500
自己株式の消却						－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,875	1,540	889	7,305	△168	7,137
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						△502
当期変動額合計	4,875	1,540	889	7,305	△168	7,334
当期末残高	9,082	3,217	23	12,322	－	114,467

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	81,546	流動負債	20,438
現金及び預金	26,763	支払手形	220
受取手形	3,378	買掛金	4,744
売掛金	12,986	電子記録債務	5,736
契約資産	2,760	リース債務	30
電子記録債権	2,636	未払金	2,435
有価証券	7,700	未払費用	773
商品及び製品	10,508	未払法人税等	544
仕掛品	8,064	契約負債	3,356
原材料及び貯蔵品	3,854	預り金	1,036
前渡金	402	賞与引当金	766
前払費用	846	製品保証引当金	333
関係会社短期貸付金	1,207	その他の引当金	270
その他の流動資産	673	その他の流動負債	188
貸倒引当金	△237		
固定資産	57,131	固定負債	13,231
有形固定資産	10,724	社債	10,000
建物	3,469	リース債務	92
構築物	47	長期未払金	285
機械及び装置	855	繰延税金負債	2,784
車両運搬具	0	その他の引当金	1
工具、器具及び備品	469	資産除去債務	8
土地	5,717	その他の固定負債	60
リース資産	93		
建設仮勘定	70	負 債 合 計	33,669
無形固定資産	397	(純 資 産 の 部)	
借地権	92	株主資本	96,026
ソフトウェア	236	資本金	37,714
リース資産	37	資本剰余金	37,797
ソフトウェア仮勘定	14	資本準備金	37,797
その他の無形固定資産	16	利益剰余金	22,803
投資その他の資産	46,009	利益準備金	2,122
投資有価証券	17,408	その他利益剰余金	20,681
関係会社株式	13,338	圧縮記帳積立金	680
関係会社長期貸付金	7,081	別途積立金	10,000
保険積立金	7,075	繰越利益剰余金	10,000
前払年金費用	580	自己株式	△2,289
その他の投資その他の資産	606	評価・換算差額等	8,982
貸倒引当金	△80	その他有価証券評価差額金	8,982
資 産 合 計	138,678	純 資 産 合 計	105,008
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	138,678

損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		71,716
売上原価		53,676
売上総利益		18,039
販売費及び一般管理費		14,298
営業利益		3,741
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,188	
技術指導料	289	
為替差益	630	
その他の営業外収益	267	2,376
営業外費用		
社債利息	40	
損害賠償金	69	
手形売却損	15	
その他の営業外費用	20	145
経常利益		5,972
特別利益		
投資有価証券売却益	472	472
特別損失		
固定資産処分損	16	
関係会社株式評価損	2	18
税引前当期純利益		6,426
法人税、住民税及び事業税		754
法人税等調整額		△424
当期純利益		6,096

株主資本等変動計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金 合計		そ の 他 利 益 剰 余 金		
					圧縮記帳 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	37,714	37,797	37,797	2,122	700	10,000	7,787
当期変動額							
剰余金の配当							△2,442
圧縮記帳積立金の取崩					△19		19
当期純利益							6,096
自己株式の取得							
自己株式の消却							△1,459
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	△19	-	2,213
当期末残高	37,714	37,797	37,797	2,122	680	10,000	10,000

	株 主 資 本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金 合計	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	20,609	△2,248	93,872	4,156	4,156	98,029
当期変動額						
剰余金の配当	△2,442		△2,442			△2,442
圧縮記帳積立金の取崩	-		-			-
当期純利益	6,096		6,096			6,096
自己株式の取得		△1,500	△1,500			△1,500
自己株式の消却	△1,459	1,459	-			-
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)				4,825	4,825	4,825
当期変動額合計	2,194	△40	2,153	4,825	4,825	6,979
当期末残高	22,803	△2,289	96,026	8,982	8,982	105,008

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

株式会社 小森コーポレーション
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 小 沢 直 靖
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 大 橋 佳 之
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社小森コーポレーションの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社小森コーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために

経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積もりの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切ではない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

株式会社 小森コーポレーション
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 小 沢 直 靖
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 大 橋 佳 之
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社小森コーポレーションの2023年4月1日から2024年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている「株式会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月13日

株式会社 小森コーポレーション 監査役会

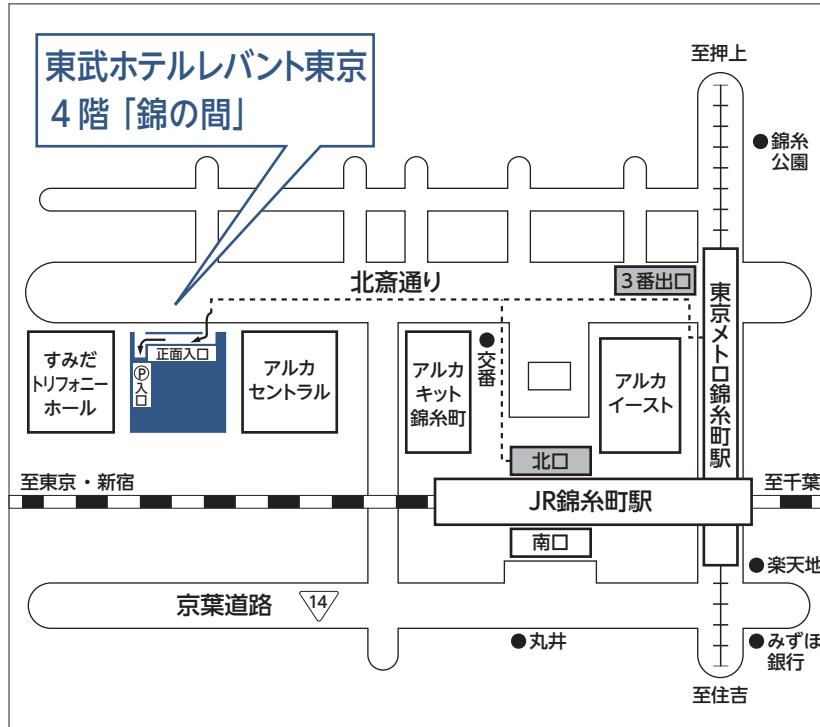
常勤監査役（社外監査役） 尼 子 晋 二 ㊟

監 査 役（社外監査役） 坂 本 裕 子 ㊟

監 査 役（社外監査役） 清 田 宗 明 ㊟

以 上

定時株主総会会場ご案内図



- 場所 東京都墨田区錦糸1丁目2番2号
東武ホテルレバント東京 4階「錦の間」
Tel.03(5611)5511(代)
- 交通 JR 総武線錦糸町駅北口より徒歩3分
東京メトロ半蔵門線錦糸町駅3番出口より徒歩3分